

木口記念会館運営管理規程

公益財団法人木口福祉財団

平成25年3月26日法人名変更

(趣旨)

第1条 この規程は公益財団法人木口福祉財団（以下「当財団」という。）が設置する木口記念会館（以下「当会館」という。）の運営及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 当会館は、障害者等の社会的に弱い立場におかれている方々にやさしく明るく住みやすい地域社会の振興と地域福祉の向上を促進のため、市民活動団体等がボランティア活動や福祉活動に利用する事を目的とする。

(開館時間等)

第3条 当会館の開館時間は、午前9時30分から午後9時までとする。

2 当会館の休館日は、毎週月曜日と1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、休館日が祝日にあたる場合は午前9時30分から午後5時30分まで開館し、翌平日を休館日とする。

3 当財団が運営管理上必要と認めるときは、臨時に、前2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

4 当財団は、前項の規定により開館時間又は休館日を変更しようとするときは、事前に、その旨を掲示しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(利用手続等)

第4条 当会館の貸室を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、所定の書式にて当財団に利用申し込みをしなければならない。

2 利用申し込みの受付期間は次に掲げるとおりとする。

(1) 多目的ホール及び大会議室A・B

利用日の6ヶ月前の月の初日から利用日の前日まで

(2) 会議室1・2・3及び和室1・2

利用日の2ヶ月前の月の初日から利用日の前日まで

3 次の各号いずれかに該当する場合、利用者は前項に規定する受付期間のそれぞれ1ヶ月前から利用申し込みができるものとする。

(1) 障害者福祉の向上を目的とした利用

(2) その他地域福祉の向上を目的とした利用

(利用料等)

第5条 当会館の貸室及び附属設備を利用したときは、利用者は別表に定める利用料を当財団に支払わなければならない。

2 利用料は利用が終了した時点で支払うものとする。また、連日利用の場合は最終日にまとめて支払うものとする。

(利用料の減免)

第6条 次の各号いずれかに該当する場合は、第5条第1項に規定の利用料を減額又は免除する。

- (1) 障害者福祉の向上を目的とした利用・・・全額免除
- (2) その他地域福祉の向上を目的とした利用・・・5割減額

2 前項に規定する利用料の減免を受ける利用者は、利用日の前日までに所定の書式にて、当財団に申請をしなければならない。

(利用の制限)

第7条 次の各号いずれかに該当する場合、当会館の利用を認めないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 当会館の貸室又は附属設備（以下「貸室等」という。）をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 貸部屋の利用が5日を超えて連続するとき。
- (4) 当会館の管理上支障があると認めるとき。

(遵守事項)

第8条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は利用の承認を受けた貸室等を転貸してはならない。

2 当会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号から第4号までに掲げる行為について事前に当財団の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為
- (2) 火気の使用その他当会館の貸室等に危険を及ぼすおそれのある行為
- (3) 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (4) その他当財団が当会館の管理上必要と認めて禁止する行為

3 当財団は、当会館の管理上必要と認める場合又は当会館の秩序を維持するため必要と認める場合は、前項の規定に違反する者に対し、退館を命じることができる。

(損害賠償)

第9条 利用者の責めに帰すべき事由により、当会館の建物、附属設備をき損又は亡失したときは、利用者はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、当会館の運営管理について必要な事項は、当財団が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人木口ひょうご地域振興財団の設立登記の日から施行する。

(別表) 第5条第1項及び第6条第1項関係

木口記念会館貸室及び附属設備利用料

		1 F		3 F						
		多目的ホール		大会議室		会議室			和室	
				A	B	1	2	3	1	2
利用定員		60名		各54名		各12名			各10名	
貸室	午前 09:30~12:00	4,000円		各3,000円		各1,500円				
	午後 13:00~17:00	5,000円		各4,000円		各2,000円				
	夜間 18:00~21:00	5,000円		各4,000円		各2,000円				
	午前・午後 09:30~17:00	9,000円		各7,000円		各3,500円				
	午後・夜間 13:00~21:00	10,000円		各8,000円		各4,000円				
	終日 09:30~21:00	14,000円		各11,000円		各5,500円				
O H C		各1,000円 ただし音響設備一式は多目的ホール及び大会議室のみで利用可								
液晶プロジェクター										
音響設備一式										

- ※ 障害者福祉の向上を目的とした利用は、上記利用料を全額免除する。
- ※ その他地域福祉の向上を目的とした利用は、上記利用料金を5割減額する。